

石川町文化財保存活用地域計画（素案）の意見公募 【パブリックコメント】の実施結果と町の考え方

- 1、意見の募集期間 令和8年7月14日から7月31日まで
- 2、意見の件数 提出者4名 意見数14件
- 3、意見の提出方法 持参2件 メール2件

項目	番号	意見（要旨）	町の考え方
第1章 計画の位置づけ 第1節 文化財保存活用地域計画作成に至る経緯と作成の目的	1	・P1の大きな課題の1点目「文化財を次代に繋ぐ人材不足です。」について、継承の難しさを「人材不足」としてしまってよいのか疑問がある。	・ご指摘のとおり、単なる人手不足ではなく、担い手の確保や継承体制の構築が課題であると認識しておりますので、「人材不足」を「継承基盤（担い手や保存体制）の不足」と修正させていただきます。
第2章 石川町の概要 第2節 社会的環境	2	・「第6項 教育施設」について、福島県立石川支援学校を入れるべきである。また、教育施設としてくるのであれば、幼児教育（石川文化幼稚園）、幼保一元化（いしかわこども園）を加えて欲しい。	・ご指摘のとおり、幼児教育として「いしかわこども園」と「石川文化幼稚園」を、県立支援学校として「福島県立石川支援学校」を加えるよう、修正させていただきます。
第4章 石川町の歴史文化の特徴 第2節 6つの歴史文化の特徴（テーマ）	3	・石川町は、第二次世界大戦末期に原子爆弾開発に係るウラン採掘が行われたという日本の近代史において非常に重要な歴史を持つ町である。しかし、現状の町の施設やイシニクルではこれらに関する常設の展示が少なく、当時の貴重な歴史に触れたり話を直接聞いて受け継いだりする機会がない。この歴史を風化させないための取り組みを計画に盛り込み、強化していただきたい。	・P72の「④本町産鉱物の軍事利用に係る歴史を公開展示する」の中で、イシニクルでの展示を行うとともに、石川地区・野木沢地区に所在する戦争に関する文化財の調査、保存および活用を行うことを明記しております。一方で、イシニクルの展示スペースには限りがあるため、ご指摘いただいたテーマ展示のさらなる拡充等につきましては今後の検討課題とさせていただきます。なお、過去の歴史を風化させないための取り組みとして、これまでにウラン採掘の歴史を詳述した書籍『ベグマタイトの記憶』の発行等も行っていました。今後もこうした資料を活用しながら、平和教育に繋がる取り組みに努めてまいります。
第5章 文化財の保存・活用の課題と方針 第3節 文化財の保存・活用の現状及び課題と方針「伝える」	4	・未着手のイシニクル2階に、現在、町で所有している資料等を収蔵すると共に、町民から資料の提供（寄贈・寄託）を求めて収蔵するのはいかがか。	・P48の「⑤町管理の文化財等収蔵スペースを拡充する」において、イシニクル2階を収蔵施設として改修し、収蔵スペースを拡充する旨を記載しております。また、資料の受け入れにつきましては、今後、ガイドラインを作成し、無秩序な資料の増加を防ぐ方針についてもあわせて明記しております。

項目	番号	意見（要旨）	町の考え方
第5章 文化財の保存・活用の課題と方針 第3節 文化財の保存・活用の現状及び課題と方針「伝える」	5	・イシニクルの敷地内にある未着手のチャペル棟を、町民や来館者が多目的に集える「フリースペース」として開放・利活用すること、災害時には一時的な非難や物資の備蓄、情報発信ができる「防災拠点（地域の憩いと安全を守る場）」としての機能も持たせるハイブリッドな活用を望む。このフリースペースの壁面や棚に、各地区の伝統行事の紹介パネルや、ウラン採掘に関する図書などを配置することで、自然と石川町の歴史文化が目に入る環境を作ることができると思う。	・チャペル棟につきましては、除却も含めて現時点で具体的な整備方針が固まっておりません。いただいた多目的スペースや防災機能としての活用、歴史文化に関する展示等のご意見は、今後の施設利活用を検討する上での参考意見とさせていただきます。
	6	・イシニクルにおける各地区の伝統やお祭り、風習に関する展示が、現状では少ないように感じる。町外の人に石川町の多様な魅力を知ってもらうため、また地元の若者や子どもたちが地域の歩みに誇りを持てるよう、民俗分野の展示も合わせて強化していただきたい。	・イシニクルにおける展示スペースには限りがあるため、民俗分野のテーマ展示のさらなる拡充につきましては今後の検討課題とさせていただきます。なお、限られたスペースを有効に活用した工夫として、今後はディスプレイ等を用いた記録画像や記録映像の放映なども視野に入れながら、地域の伝統や風習に触れられる展示方法の充実に努めてまいります。
第5章 文化財の保存・活用の課題と方針 第3節 文化財の保存・活用の現状及び課題と方針「活かす」	7	・「いしかわまち郷土かるた」を活用してほしい。基本目標「知る」「伝える」に有効に働くと考える。それぞれの地域の文化財が取り上げられており、方言も入っているなど、多岐に渡っている。幼児～高齢者まで楽しみながら、石川町の文化財を「知る」「伝える」機会と成り得る。	・「いしかわまち郷土かるた」は、町内各地域の文化財が取り上げられており、幼児から高齢者まで世代を超えて楽しみながら歴史や文化を学ぶことができる、有効な教育ツールであると認識しております。ご指摘を踏まえ、P55「④文化財継承の担い手となる人材の確保と育成を行う」の措置の中に、「いしかわまち郷土かるた」を活用した事業を加えるよう、計画を修正いたします。
	8	・町内の公共施設（役場、イシニクル、モトガッコ、重謙屋敷など）で文化財データベースを専用端末で自由に閲覧・検索できると良い。	・町内の公共施設において、文化財データベースを自由に検索できる環境を整えることは、文化財へのアクセスの向上や利活用の観点から有意義なご提案であると認識しております。公共施設での専用端末の設置や運用につきましては、各施設との調整や環境整備が必要となりますため、今後の活用を検討する上での参考意見とさせていただきます。
	9	・本計画策定と「道の駅石川」のオープンが近いことから。交流人口の増加による来町者が、石川町の文化財に触れてほしい。文化財は、町の誇りであり、地域が守りつないできたプライドでもある。観光と結びつけながら、町民が我が町の文化財に関心を持ってもらえることを期待したい。	・文化財は地域の誇りであり、ご指摘のとおり、観光振興等と結びつけながら次世代へ継承・発信していくことは重要であると考えております。本計画の推進にあたっては、「道の駅石川」の開設等の好機も捉えながら、町民の皆さま及び来町者が本町の歴史や文化財に触れ、関心を深めていただけるような取り組みの充実に努めてまいります。

項目	番号	意見（要旨）	町の考え方
第6章 文化財の保存・活用の措置 第2節 基本目標「伝える」の保存・活用の措置	10	・P54「③学校教育及び社会教育と連携する」の措置19「学校を対象とした文化財学習支援事業」に「石川自由民権まっぴ」を活用できないか。	・『石川自由民権まっぴ』は、本町の自由民権運動150周年を記念し、学法石川高等学校の生徒の皆様と石陽社顕彰会が共同で制作された、素晴らしい史跡めぐり用パンフレットであると認識しております。ご指摘の文化財学習支援事業（町職員の派遣等）におきましては、授業の実施にあたり、担当の先生方と事前に打ち合わせを行っておりますので、授業の目的に適した副教材の一つとして『石川自由民権まっぴ』の活用についても検討してまいります。
第7章 文化財保存活用区域の設定と課題・方針・措置 第3節 文化相保存活用区域に関する事項 「保存活用区域：母畑地区・中谷地区」	11	・P68の下から1行目「軍用馬を訓練した養駒場跡」は「軍用馬や農耕馬を育成した養駒運動場跡」が正しい。また、全体を通して「養駒場跡」を「養駒運動場跡」に修正すべき。	・ご指摘いただいた内容について、「軍用馬を訓練した養駒場跡」を「軍用馬や農耕馬を育成した養駒運動場跡」に修正し、あわせて計画書全体における関連表記についても統一・修正させていただきます。
	12	・P74～P75の【課題】に以下の文章の追加を希望する。 ④植物、岩石の調査が十分でない 後世に残し、活用するための標高400m以上（最高地680m）に分布する植物や今出川、中田川、宇田谷川などの溪流沿いの植物、岩石、福島県緑の文化財等の調査が必要である。	・ご指摘の未調査や現状の課題につきましては、中谷地区のみならず町内全域に関わる共通の課題であると認識しております。植物につきましては町内在住の研究者による既存のまとめがあり、岩石（鉱物も含めて）につきましても教育委員会による一定の把握はなされておりますが、調査から一定の時間が経過しているものもあるため、継続的な確認や追跡調査が必要であると考えております。そのため、P51の「①調査未完了文化財の再調査を行う」における「措置4」の記念物の項目に、新たに「植物・鉱物・岩石」を追記し、修正させていただきます。
計画全体について	13	・「少子高齢化」の文言が出てくるが、「文化財」という視点から考えた時、「少子化」と「高齢化」は、同列に扱っていいのか疑問がある。	・ご指摘いただいた内容について、「少子高齢化」を「少子化」と「高齢化」に分けて表記するよう、修正させていただきます。
	14	・須賀川市では「地域の宝 再発見」をスローガンに、行政センター地区を対象とした「地域の宝創造プロジェクト事業」を行なっている。石川町で行なっても良い事業だと思う。	・ご提案いただいた内容につきましては、本計画の「第7章 文化財保存活用区域の設定と課題・方針・措置」に定める各事業を推進していく上での、今後の参考意見とさせていただきます。